

第3回江別市後見実施機関に関する検討委員会議事録

1 日 時 平成28年12月19日（月）13時00分～15時00分

2 場 所 江別市役所西棟会議室1・2号

3 出席者（敬称略）

（委員） 林 恭裕（北翔大学教授）、西脇 崇晃（弁護士）、
大桃 涼輔（司法書士）、森田 弘之（NPO法人）、
中川 雅志（江別市社会福祉協議会）

（アドバイザー） 東 啓二、佐々木 佐織
（東京大学大学院教育学研究科・一般社団法人地域後見推進センター）

（事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉課長、障がい福祉係長、
介護保険課長、参事（地域支援事業担当）、主査（地域支援事業担当）、
主任（地域支援事業担当）

（傍聴人） なし

4 欠席者

（委員） 菅 しおり（社会福祉士）

5 委員会資料

- ・次第
- ・資料1 第3回検討委員会の論点
- ・資料2 江別市における市民後見人候補者について
- ・資料3-1 後見人の一般的業務内容（財産管理・身上監護）
- ・資料3-2 後見人の一般的業務内容（死後事務）
- ・資料4 後見支援員に対する謝金
- ・資料5 市民後見人の養成から活動まで

6 議事概要

【1 開会】

（健康福祉部長挨拶）

（欠席委員報告）

（会議成立要件の報告）

【2 検討事項】

(1) 「市民後見人（後見支援員）の業務内容」ア「財産管理」について

○委員長

市民後見人の業務内容について、一部まだ課題として残っている部分について議論を進めていきたい。財産管理について、事務局からの説明を求める。

(事務局より資料1・2・3-1に基づき説明)

○委員長

市民後見の中心は身上監護。市民後見人もしくは後見支援員はどこまで財産管理を担当するか。

○委員

まったく財産管理をさせないといった制限をする必要はないと思う。法人後見人の負担も大きくなってしまう。裁判所で行っている後見制度支援信託を利用し、大きな金銭は信託財産として法人後見人が管理し、小さな金銭は市民後見人等が管理するようなルールを作れば、日常の生活費や施設等に預ける金銭の管理は市民後見人等に任せても問題ないと思う。

○委員

定期的な収支については市民後見人等が判断し、突発的な収支については後見実施機関等で判断すれば問題ないと思う。

○委員

金融機関の手続き、遺産相続等の手続き、不動産等の重要財産の管理・処分について、場合によっては裁判所での手続き等が必要。こういったものについては法人後見の実施機関が行うべき。

後見支援員が活動するなら多少の生活費の管理は任せてもいいと思う。

通帳・印鑑等は、法人後見実施機関の金庫、もしくは銀行の貸金庫等での管理が必要。

○委員

後見支援員に任せる範囲を決めておいてはどうか。

○委員

あらかじめルールを作っておくべき。まったく財産管理を行わないということにはならない。

○アドバイザー

特に生活費の交付については、被後見人と後見人の一つのコミュニケーション手段になる。ただ声をかけに訪問するだけではなく、生活費を交付しに訪問することで、被後見人が後見人のお世話になっていると、その存在のありがたさを実感できる。ある程度は財産管理を任せの方がいいと思う。

他に、金銭を積極的に使用してしまう方は、週1回程度とこまめに生活費を交付する必要があるが、それをすべて法人だけで対応しようとすると大変な負担になる。特に保佐、補助類型の方にはそういった支援が必要。後見支援員にある程度生活費を管理してもらわないと法人がもたない。

○アドバイザー

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業でも、預貯金の管理、定期的な収入の受領や費用の支払い、生活費交付等は生活支援員も携わっている日常の金銭管理の範囲なので、ルールを決めておけば後見支援員に管理を任せても良いと思う。

○委員長

財産管理については、日常生活に関する金銭の管理は後見支援員に任せて、それ以外の口座の管理、遺産相続等の困難なものについては法人が担当するということが良いか。

○事務局

財産が高額ではなく日常の金銭管理が中心であり、身上監護にも困難性がないものが市民後見人もしくは後見支援員が携わる案件になると思う。財産が高額かの判断基準はどういったものがあるのか、アドバイザーに助言を求めたい。

○アドバイザー

釧路家庭裁判所では500万円を基準としている。全国的には500万から1,000万円といったところ。札幌家庭裁判所ではどうか。

○委員

札幌家庭裁判所では1,200万円と聞いている。1,000万円は後見制度支援信託の信託財産として、200万円は通常預金として管理する。

○アドバイザー

800万円くらいであれば市民後見人の対象案件の範囲か。

○委員

おそらく、市民後見人の受任案件ということであれば100万円以下になると思う。

○アドバイザー

関西では、預金額として、3年前までは500万円、現在は1,000万円以下と明言している。不動産は含まれない。

○委員

近隣市町村で、不動産処分後に司法書士から市民後見人に後見人を引き継いだ時は、預金額が400万円くらいであった。

札幌家庭裁判所では、市民後見人の受任案件としてはどの程度を基準としているのか。

○委員

具体的な基準はないと思われるが、そこまで大きな金額は想定していないと聞いている。

○委員長

ある程度の財産管理は、後見支援員にまかせることとしたい。

(1) 「市民後見人（後見支援員）の業務内容」イ「身上監護」について

○委員長

身上監護について、事務局からの説明を求める。

(事務局より資料3-1に基づき説明)

○委員長

訪問回数について、最低限の訪問回数を設定した方が良いか。

○委員

専門職団体では最低回数は決めておらず、案件による。市民後見人は、月1回は訪問して被後見人と身近な関係性を築く必要があると思う。

○委員

月1回程度が妥当かと思う。

○委員

実際はもっと多くなりそう。保佐、補助等、後見類型によっても異なる。

○アドバイザー

関西では、後見実施機関で10日に1回ほどを目安としていると聞いている。

○委員

後見実施機関で、案件ごとにケアプランのような支援計画を立て、その中で訪問回数等についても決めてから市民後見人もしくは後見支援員に引き継いではどうか。単純に訪問回数だけ決められていても困ってしまう。その後に、ケース検討会議などで訪問回数等について再検討してもいいと思う。

○委員

現在行っている議論は、法人後見の後見支援員としての活動を前提としているということで良いか。事務局に説明を求める。

○事務局

当面は後見支援員としての活動として考えている。ただ、将来的には個人受任も目指していくものと考えており、その時には市民後見人としての活動を運営協議会等で諮っていききたいと思っている。

○委員

身上監護に含まれている契約行為については、あくまで法人後見人が行うということで、市民後見人もしくは後見支援員は行わないということで良いか。

○委員

市民後見人による個人受任の場合は、運営協議会等で決まりを作る必要があると思う。何かあった時に困るのは被後見人である。

○事務局

個人受任の場合、契約行為を行う時はケース検討会議等で諮るなど、後見実施機関による関与が必要だと考えている。

○委員長

市民後見人に登録する方に、あらかじめルールを説明し同意をもらう方法もあると思う。この議論では法人後見を前提とし、個人受任に関してはまた別の機会の議論としたい。

○アドバイザー

後見実施機関による個人後見に対する活動支援は、困難事案の対応支援や後見事務の監督などがある。関東では、任意後見受任契約を交わしたときは後見実施機関に届け出るよう規定している。

○事務局

今議論されている後見実施機関が行う個人後見に対する監督とは、後見監督人としての

ことか、もしくは後見実施機関として業務を監督しているという意味か。

○アドバイザー

自主的な監督の事である。自主的な監督業務を行っていかなければ後見実施機関が存在する意味がない。積極的に監督事務を行っていく必要がある。

○委員長

ルール作りが必要である。

(1) 「市民後見人（後見支援員）の業務内容」ウ「死後事務」について

○委員長

死後事務について、事務局からの説明を求める。

(事務局より資料3-2に基づき説明)

○委員長

実際の取扱いはどうなっているのか。

○委員

法で規定される前から案件によって行っていた。裁判所からの許可を得れば行えるので難しいことではない。相続人不在の時、遺骨や供養、引き渡す財産に関する業務が困難である。

○委員

相続人調査まで行う必要があるのか。

○委員

相続財産を引き渡すことも後見人の業務なので、調査を行う必要がある。時効の中断についても同様。遺骨はいらないが、財産はほしいという方もいる。

○委員

施設入所者で、身寄りがいないと思っていたが実は本州に存在していたという話も聞く。

○アドバイザー

今回の死後事務に関する民法改正は後見類型にのみ適用される。保佐と補助は適用外。保佐類型でも相続人が存在しない方は相当いるので、例えば社会福祉協議会が後見人だった場合に、行政が行旅死亡人に関する規定に基づき葬儀等に積極的に関わり、行政と社会

福祉協議会が連携する必要がある。改正前の民法の緊急処分義務に位置付け対応していく形になると思う。

○委員

相続人調査の結果、本州に相続人が存在していることが判明しても、連絡がつかない場合もある。

○アドバイザー

少額の金銭が残っている時の処理が大変である。相続等の業務にかかる費用の方が大きくなる。

○委員

裁判所でも少額の財産が残った時の処理について相談されることがあると聞く。そういった時は後見人報酬として請求するよう案内していると聞いている。市民後見人が個人受任していた場合は、後見実施機関が主体となって支援していったほうがいい。

可能であれば、本人が存命の間に相続人等については事前に調査しておいた方がいいのでは。

○事務局

首長申立案件であれば、相続人の把握ができているが、それ以外の案件の場合、把握が難しい。

○委員

多少本人に負担が生じて、司法書士等専門職に任せるべき。

○委員長

死後事務については、後見実施機関が支援する必要がある。

(2) 「市民後見人（後見支援員）に対する謝金支給の有無」について

○委員長

謝金支給の有無について、事務局からの説明を求める。

(事務局より、資料4に基づき説明)

○事務局

交通費の精算にはどういった方法があるのか助言をいただきたい。

○委員

後見人に専任された後に提出する後見予算表の中に、定期訪問や銀行に行くなどの後見事務にかかる費用を記入する欄がある。その金額を被後見人の財産から支出することができる。

○委員

後見報酬であれば被後見人の財産により金額が変わるが、法人後見の後見支援員であれば謝金は一律いくらと規定することもできると思う。

○アドバイザー

成年後見制度利用支援事業では、低所得者でご自身で報酬を負担できない場合に、国のモデルとして、在宅生活者は28,000円、施設入所者は18,000円と助成額を示している。それを準用し、他市では在宅生活者と施設入所者で謝金月額を分けているのだと思う。社会福祉協議会の事務を考えると、活動回数ではなく月額で管理した方が事務が容易である。

○委員

さきほどの議論で出た、後見活動のケアプランのようなものを作成することについて、訪問回数を予め決めておき、謝金も月額で管理すれば業務も容易になると思う。

訪問回数で管理した場合、都度される報告の取りまとめや、決められた訪問回数以上に訪問していた場合に内容を検証する必要があるため、後見実施機関の業務が困難になると思う。

謝金額について、定額が良いと思うが、市民後見人はボランティア的要素が強いのでそこまで高額ではなくて良いと思う。将来後見支援員が増えた時に金銭的に支給が厳しくなる可能性がある。

○アドバイザー

現在は月額にしているところが多いが、当初は日常生活自立支援事業を参考にして回数にしているところが多かった。しかし、運営していく上で、訪問すればするほど謝金額が多くなることや、後見実施機関の管理的な部分から、安定的に運営するために道内では月額に改正しているところがほとんどである。

新規で後見実施機関を設置する場合に相談を受けた時は、月額の方が先の見通しが立ちやすいと案内している。

関西では無償で対応しているところもある。国でも、当初は無償を想定していたが、今は報酬を得るようにと考えを変更している。

関東では、後見報酬のみを財源として、成年後見制度利用支援事業は一切使用していないところもある。

○委員

謝金に交通費も含めて支給した方が、後見実施機関の事務が容易になると思う。

○アドバイザー

専門職団体では交通費に関する規定はあるのか。

○委員

交通費の精算はそれぞれの判断で行っている。裁判所でも基準がない。

○事務局

在宅生活者と施設入所者で、謝金が倍程度違っているところもあるが、金額の差は設けるべきか。

○委員

施設入所者に比べて、在宅生活者の後見活動の方が日々の生活の中でのトラブル等もあり大変である。

(3) 「市民後見人としての責任と自覚の担保手法」について

○委員長

担保手法について、事務局からの説明を求める。

(事務局より資料1・5・他市の状況に基づき説明)

○委員

現在は市民後見人養成講座を受講すれば自動的に後見人候補者に登録されるのか。

○事務局

市民後見人活動に意欲のある方のみを受講対象者としており、受講後に辞退の申し出があれば認めている。その中で登録を希望した方を市民後見人として登録している。

○委員

市民後見人の適性を把握する必要がある。後見人として適性に不安のある方が後見人候補者として登録された時、その方を知っている地域の方から、なぜ後見人候補者に登録したのかという話が出る可能性もある。

○アドバイザー

関東では候補者登録と後見受任で差をつけている。後見人候補者本人は受任を希望して

いても適性に不安のある方について、受任調整会議で非該当案件と判断された等の、組織として決定する手段が必要になってくる。後見人候補者に登録したから必ず受任できるになってしまうと、後々トラブルになる可能性もあると聞いたことがある。

○事務局

後見人候補者登録を希望する方はすべて受けている市町村が多いということか。

○アドバイザー

登録についてはある程度門を開いていても良いと思う。受任案件が出てきた時には、受任調整会議などで諮り、組織として受任者を決定していけばうまく運営していけると聞いている。

○アドバイザー

登録を希望する方を断るとい話は聞いたことがない。市民後見人候補者としての活動内容を複数作っておくことが大事。道東では、後見支援員としての活動の他に活動支援員という業務もある。内容としては、養成講座の受付といった事務局の補助、後見実施機関の啓発活動の補助、相談窓口業務の補助といったもの。

後見人としての適性に不安のある方には、実際の後見業務以外の他の活動を担っていただくなどの工夫が必要。

○委員

近隣市町村では面談を実施している。2人1組で後見実施機関窓口の相談業務の補助や広報などを担当している。難しいのは、受任案件が回ってこない市民後見人候補者にその理由を説明することである。

○委員

後見人活動にあたっては倫理規定等が必要。近隣市町村では100名ほど市民後見人を養成しているが、実際に後見活動しているのは10名程度。活動できていない方の支援方法を考える必要がある。

○委員

簡単な後見相談業務を行ってもらい、マニュアルは候補者に作成してもらおうといった話も聞いたことがある。候補者が集まれる場を作ってもいいと思う。

○アドバイザー

候補者が自主的に勉強会を行っているところもある。社会福祉協議会が全てを用意するのではなく、自主的に動いてもらうのも良いと思う。

○委員

守秘義務等について先ほど議論に出ていた倫理規定等が必要になると思う。

○委員

後見支援員の中には高齢の方もいるので、なにかしらの理由で活動できなくなった時のために、補欠制度のようなものがあった方が良いと思う。

○アドバイザー

フォローアップのみで候補者の意欲を維持するのは厳しい。道東では、週に1回、参加できる方に活動支援員として活動してもらおうといったプログラムを作成し、広報活動資料の作成や後見実施機関の事務的な作業などを行ってもらっている。フォローアップ研修の参加率も高い。後見実施機関の業務に関わることで心の準備もできる。

(4) 「後見報酬付与申立の有無」について

○委員長

報酬付与申立の有無について、事務局からの説明を求める。

(事務局より、資料1に基づき説明)

○委員

報酬がまったくないというのもおかしい。家庭裁判所は何円単位で報酬額を決定するのか。

○委員

裁判所は基本的に千円単位で報酬額を決定している。

○委員

報酬額が1,000～2,000円になることもあるのなら、受け取らないという選択肢もあるのでは。

○委員

裁判所の報酬額決定の基準が不明。

○事務局

これまでの最低報酬額はいくらくらいなのか。判断基準等について伺いたい。

○委員

報酬額の基準については、東京家庭裁判所が公開している報酬金額を参考にしていると聞く。

○事務局

報酬付与申立を行ったが報酬無と審判された例はあるか。

○委員

ないと思う。被後見人にいくらかでも財産があれば報酬は発生すると思う。

生活保護受給者等以外の一般の方も成年後見制度利用支援事業の対象にするか検討が必要だと考える。

○委員

低所得者に対して、どの程度の範囲まで助成対象を広げるか検討が必要。後見実施機関の運営協議会で議論することもできると思う。報酬付与の有無は被後見人の財産状況により柔軟に対応してはどうか。

○委員

法人受任と個人受任で取り扱いが変わってくると思う。

個人受任の場合には高額な報酬が発生する可能性もあるので、そういった時に市民後見人と後見支援員に差が発生すると思う。個人後見での報酬付与申立を妨げることはできないと思うので、法人後見の報酬付与申立の有無によってはバランスが悪くなる。

○委員

市民後見人による個人受任も後見実施機関の一部として規制をかけることができるかどうかによると思う。個人受任の場合、報酬額を多くもらえる方ともらえない方が発生してくる。

○委員

個人受任では、後見報酬がもらえなかった場合に後見実施機関で謝金を支給することもできないと思う。

○事務局

先ほどの議論で、釧路家庭裁判所では高額財産の基準を500万円としているということだったが、財産が500万円の方と100万円の方では報酬額に大きな差が出るものなのか。

○委員

500万円でも100万円でも報酬額はほとんど変わらない。ただ、市民後見人の後見活動中に高額財産が入ってきて報酬額が高額になることはあると思う。

○委員

個人受任の場合、報酬額を平等にしようとする、申立をしないということにしなければいけない。

○委員

個人後見で報酬付与の申立をしないとなった場合、後見支援員に支払う謝金のようなものを支給することはできるのか。

○委員

そういった場合は支払わないといけないと思う。

○委員

そうすると個人受任は必要なのか疑問を感じる。

○委員

資産の考え方も難しいと思う。500万円以下を市民後見人の対象案件とした場合、どうやってその資産を計るか。

○委員

裁判所では流動資産という言葉を使っていると聞く。株などの変動制のあるものをどうするか。預貯金などの金額が確定しているものはいいが、判断が難しい。

○アドバイザー

成年後見制度のシステムから言うと、報酬額は流動資産の状況に応じて裁判官が決定するので、行政や後見実施機関が報酬付与の申立を妨げることをせず自然にまかせてはどうか。ただ、高額報酬が発生する案件が一人に偏らないようにするなどの配慮が必要。

法人後見で受任していた案件を市民後見人に引き継ぐことも今後考えられる。その場合、法人後見人が受けていた報酬を市民後見人が得ることになるが、そこに規制をかけてしまうと理由がつかなくなる。裁判所の判断にまかせてはどうか。

○事務局

後見実施機関を運営しながら運営協議会等で検討を進めていきたい。

(5) 「その他」について

○委員

前回の議論の中で出ていた、ケース検討会議と受任調整会議の位置付け、関係性についてももう一度確認したい。

○事務局

後見制度が必要か、もしくはそれ以外の支援で対応可能かなど、相談窓口での案件振り分けを行い、後見制度の利用が必要ならば受任調整会議で検討する。その前段として今後の方向性を決定するのがケース検討会議だと想定している。具体的な後見内容については受任調整会議で決定するものだと考えている。他に意見があれば伺いたい。

○委員

近隣市町村では、ケース検討会議と受任調整会議を一緒に行っていると聞いている。ケース検討会議では、社会福祉協議会の窓口や後見実施機関で受けた相談について、後見制度の利用が必要かを判断し、必要となれば受任調整会議で議論することになると思う。

他にケース検討会議の内容として考えられるのは、後見支援員や市民後見人が後見活動中に困難事案が発生した時、その対応を検討すること。

ケース検討会議は、社会福祉協議会の職員や関係者が集まり臨機応変に対応できる会議にしておき、受任調整会議はそこに専門職などを加え、参加者は重なりあう部分があるが役割は違うといった、臨機応変に対応できる運用が必要。

○アドバイザー

現在内閣府で進めている成年後見制度利用促進法のワーキング委員会では、そういったケース検討会議の運用を行うことができるネットワークの構築を支援することを検討している。

○委員

ケース検討会議や受任調整会議のメンバーが決まればもう少しイメージがしやすくなると思う。

○事務局

地域包括支援センターで行っているような、今後の支援の方向性を検討するのがケース検討会議。検討の中で後見制度が必要だと判断された場合は受任調整会議で検討するようなものだと考えている。

○アドバイザー

江別市は親族後見・任意後見の支援を行うのか。申立に関してどこまで後見実施機関が関与していくのか。申立の代行は社会福祉協議会が無償で行っても良いか。無償であれば

代行に該当しないものか。

○委員

無償であっても代行業務に該当するはずである。

○アドバイザー

積極的に親族申立の代行業務を行い、後見制度を普及させようとしている社会福祉協議会もある。市民後見だけではなく親族後見の支援も行っていった方が良いと思う。

○委員

当初から親族後見や任意後見も後見実施機関の対象としてしまうと負担が大きくなる。

○アドバイザー

後見実施機関を全国的にみると、当初から親族後見に積極的に関わっているところが多いため、今後の方向性を検討する必要がある。

【3 その他】

(各委員、事務局からの発言なし)

5 閉会